

交通安全教育(小学生用)

児童は、幼児に比べて行動範囲が広がるだけでなく、保護者から離れて行動する機会が増えます。

「自分の命は自分で守る」ことを理解させ、学年や成長に応じた交通安全教育が必要です。

大人とこどもの目の高さは大きく異なり、大人なら遠くまで見通せる場所でも、こどもの目の高さからは見通せないこともあること等に配慮しながら教えるようにしてください。

1 交通事故の特徴

令和5年中、大阪府下で814人（前年比約1割増）もの小学生が交通事故により負傷しています。

小学生の歩行中の事故の原因としては、「飛び出し」が約3割を占め、最多となっています。

また、小学生が死傷した交通事故の約4割が自宅から500m以内で発生しています。

時間帯としては下校後に多発しています。

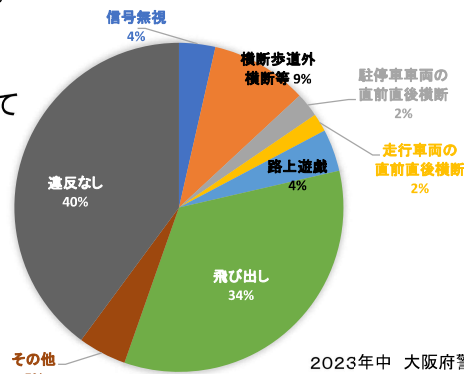
朝礼、登下校などの機会を捉えて

○ 青信号でも必ず周りの安全を確認してから横断する

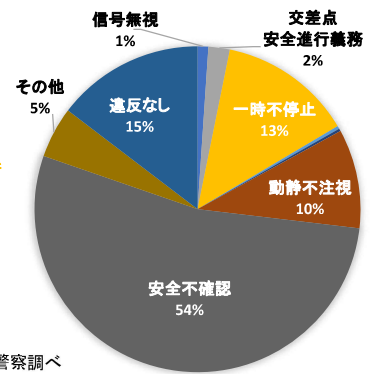
○ 道路へは急に飛び出さない

等、具体的に繰り返し指導してください。

事故の原因(歩行中)



事故の原因(自転車乗用中)



2 歩行中の注意事項

(1) 道路へ飛び出さない

歩道等から車道に出る際は、「一度止まって右左の安全確認をする」等を指導してください。

(2) 交差点の横断

交差点では、車等が来ていないかなど、必ず左右の安全確認をしてから横断するよう指導してください。

信号のある交差点では、「赤は止まれ、黄色は渡り始めない、青は安全を確認してから渡る」といった基本的なルールを指導してください。こどもの存在に気づかず走行してくる車もあるので、青信号でもすぐに横断を始めず、必ず安全確認をしてから横断するよう指導してください。

(3) 道路の横断

横断歩道以外の場所を渡る、駐車車両の直前・直後から渡るといった行為が原因で交通事故が発生しています。「遠回りでも横断歩道を渡る」ことを基本として、より安全な横断の方法を指導してください。

3 自転車乗用中の注意事項

自転車の危険性を踏まえ、自転車を安全に利用することの重要性を指導すると同時に、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていることを踏まえ、保護者に対しても、児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

(1) 自転車に乗る前の注意事項

体格にあった自転車を選ぶ、ヘルメットを着用する、自転車の点検を実施する（ブレーキは利くか、タイヤはパンクしていないか等）等、自転車を安全に利用するための基本を指導してください。

(2) 自転車安全利用五則の徹底

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



(3) 交通ルールを守る

信号を守る、一時停止の標識のある交差点では必ず止まって安全確認をするなど、基本的な交通ルールを守るよう指導してください。

4 交通安全教育の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

交通安全教育(中学生用)

生徒に自転車の交通安全指導を行い、交通事故防止に努めてください。

特に、自転車通学者に対しては、交通安全講習の受講を条件として自転車通学を認めるなど、登下校時における交通事故防止に一層の配慮をお願いいたします。

1 交通事故の特徴

中学生の交通事故は、小学生の半数程度に減少しています。小学生の頃と比べて、歩行中での交通事故の割合は減少しているものの、自転車乗用中の交通事故の割合が増えており、自転車乗用中が中学生の交通事故全体の約7割を占めています。

2 自転車安全利用五則の徹底

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていることを踏まえ、保護者に対しても、生徒が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用徹底を促してください。

3 夜間の交通事故防止

学校からの帰宅時等、夕暮れから夜間にかけての交通事故防止には「目立つこと」が重要です。自転車のライト点灯や反射材の活用により、より早く運転者に気付いてもらうことで交通事故に遭いにくくなります。

4 自転車保険の加入

大阪府自転車条例では、自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故により、多額の損害賠償が生じることがありますので、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入することが重要です。

※ 3年前、大阪府下において、中学生が自転車で通行中に歩行者と衝突し、歩行者の方が亡くなる事故が発生しております。また、過去に大阪で、中学生(当時15歳)とその保護者が3,000万円の賠償責任を負ったという事例もあります。

5 自転車運転者講習制度(14歳以上が対象)

一定の危険行為(信号無視等の15項目)をして、3年以内に2回以上検挙され、又は交通事故を起こした自転車運転者は、公安委員会から自転車運転者講習(講習時間3時間、手数料6,000円)の受講を命ぜられます。

受講命令に従わなければ、5万円以下の罰金となります。

令和2年の道路交通法改正により、妨害(あおり)運転に対する罰則が創設等されましたが、それに伴い、妨害(あおり)運転が自転車運転者講習の対象となる『危険行為』に追加されました。

6 交通安全教育資料の掲載

大阪府警察ウェブサイトには、中高生のための「自転車の交通事故防止教育資料」と題する交通安全教育資料を掲載しています。具体的には、大阪府下における自転車事故の特徴、自転車の交通ルール、自転車運転者講習制度、事故事例、自転車保険義務化(高額賠償責任事例)など、自転車の安全な乗り方等に関する内容となっていますので、是非ご活用ください。

7 交通安全教室の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

事故の原因(自転車乗用中)

